

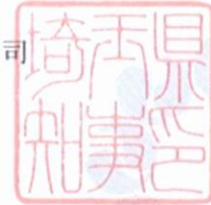
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県八潮市大字木曾根592番地1

氏名 八潮エコサービス株式会社
代表取締役 米村 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成30年12月17日

許可の有効年月日 平成35年 3月14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず(#1)、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)、がれき類(*)
以上12種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
がれき類 以上1種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県八潮市大字木曾根592番1 以上1筆（面積629.47㎡）に限る。
保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

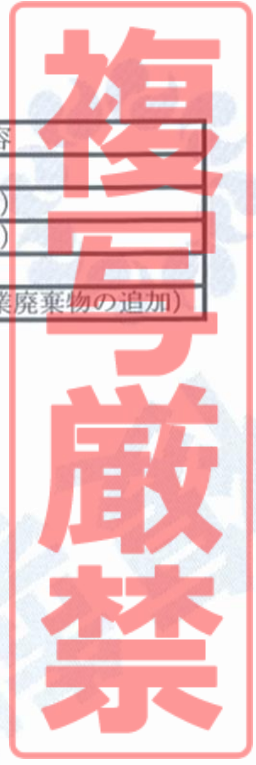
4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成25年 3月15日	指令産廃第1148号	新規許可
平成26年 9月24日	-	変更届(代表者)
平成27年12月28日	-	変更届(代表者)
平成30年 4月24日	指令越環第99号	更新許可
平成30年12月17日	指令産廃第1039-1号	変更許可(3種類の石綿含有産業廃棄物の追加)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無



保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
がれき類 以上1種類	13.6㎡	3.0m (屋内)	25.5㎡

(以下余白)

複写厳禁